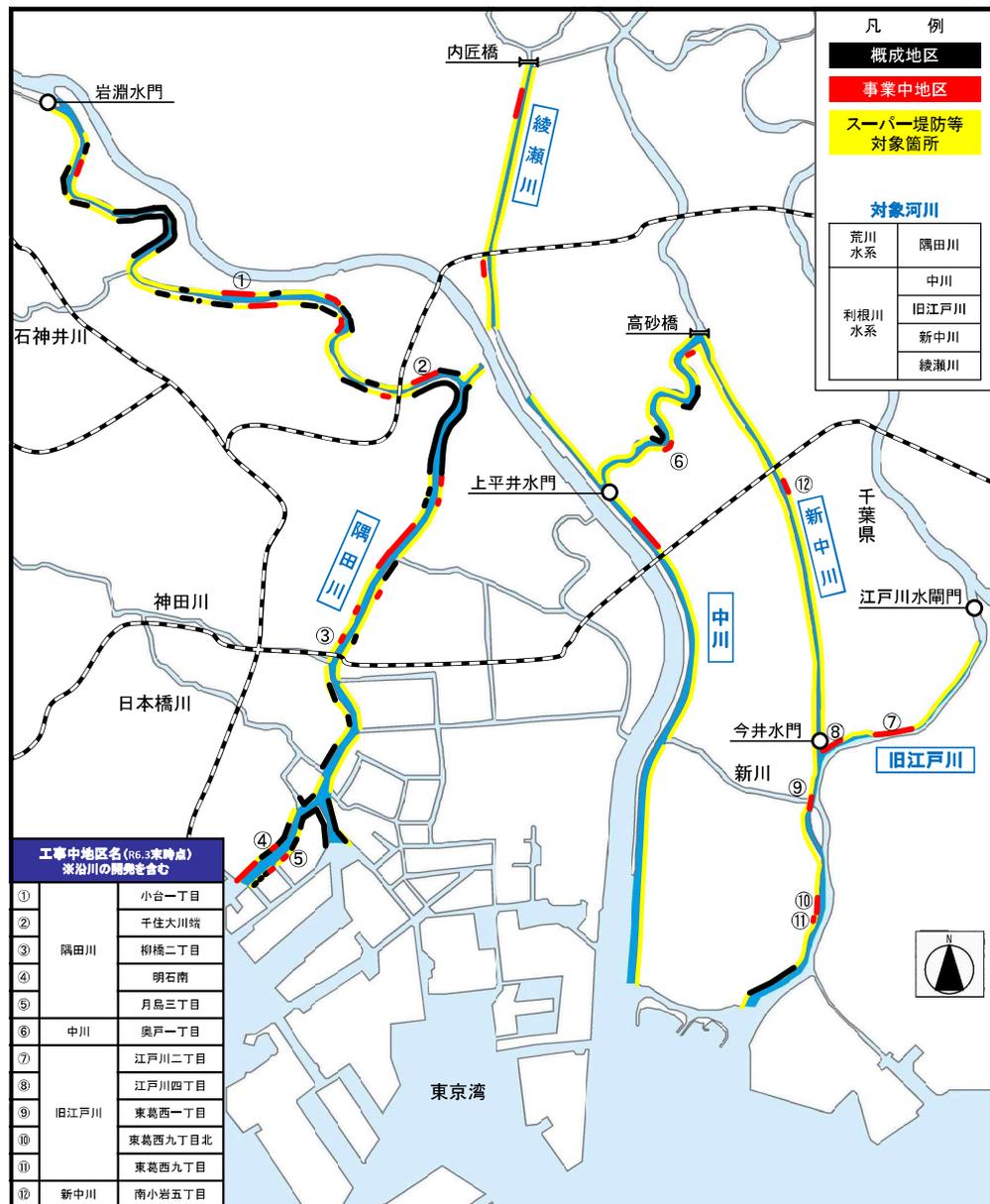


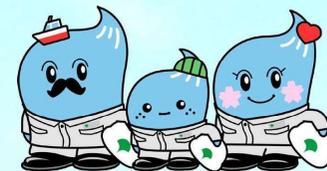
スーパー堤防等整備事業 実施箇所配置図



※概成地区とは計画延長に対して80%以上完成している地区

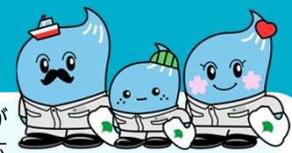
スーパー堤防整備事業に関する窓口

東京都建設局河川部計画課 低地対策担当 〒163-8001
 東京都新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎6階南 TEL:03-5320-5413



東京都建設局

1. スーパー堤防とは ~スーパー堤防は高潮や大地震に対して安全だけでなく、水辺環境を向上させます~

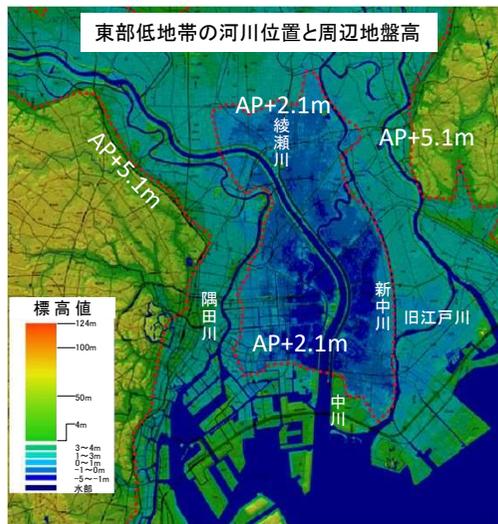


東京の東部は軟弱な沖積層からなり、隅田川、荒川、江戸川などの大河川と多くの支派川が流下し河川による浸水リスクや地震時の液化化リスクがあります。また、大正から昭和時代の産業・人口の集中により進行した地盤沈下の影響で地盤高が期望平均満潮位より低い「ゼロメートル地帯」が広範囲に分布しています。

東京都では、高潮や大地震による水害から東部低地帯を守るため、河川背後地の再開発等とあわせて盛土する非常に緩やかな勾配の幅広い堤防である「スーパー堤防」の整備を進めています。

スーパー堤防事業は、昭和60年から始まり、東部低地帯を流れる主要5河川(隅田川、中川、旧江戸川、新中川、綾瀬川)が対象です。

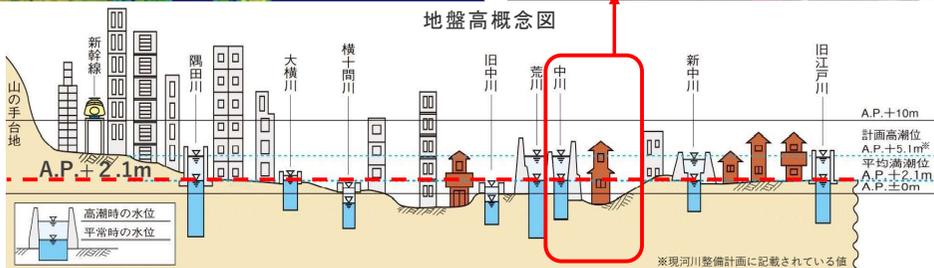
東京都の案内図



東部低地帯は、ひとたび浸水が発生すれば、甚大な被害が生じる恐れがあるよ



地盤高概念図



スーパー堤防は、開発者の協力を得て、開発と一体的に整備することが特徴です。コンクリートの防潮堤に変わり、盛土により構成された幅の広いスーパー堤防を整備することにより、地震への安全性が向上し、うるおいのある水辺空間が創出されます。※現在、隅田川で延長の約3割が完成



Case01

隅田川

新川箱崎地区



(整備前)



(整備後)

Case02

隅田川

豊島四丁目地区



(整備前)



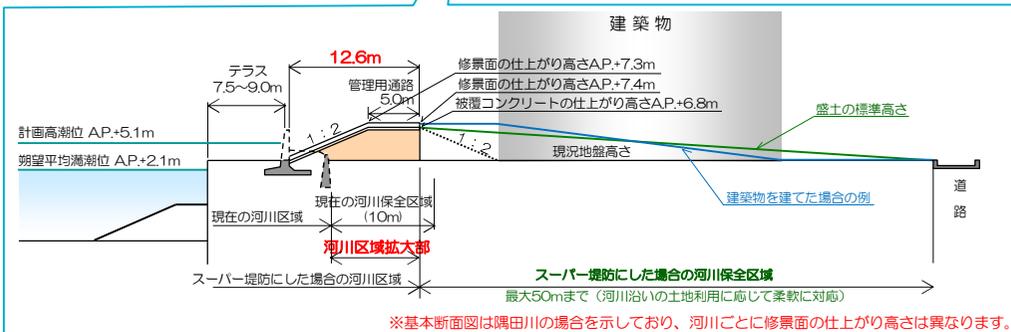
(整備後)

2. スーパー堤防の特徴

～スーパー堤防の整備には沿川土地利用との連携が不可欠です。～



スーパー堤防の基本断面図（隅田川の例）

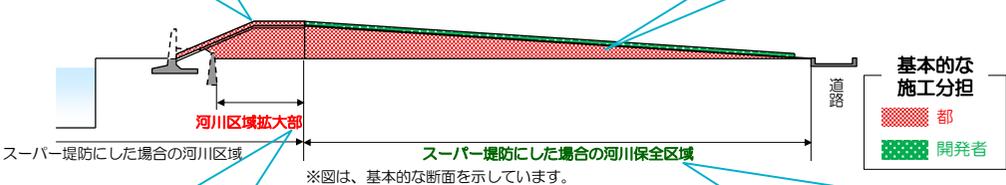


河川区域と河川保全区域

河川区域拡大部

- 固定資産税及び都市計画税が原則として免除
- 建蔽率及び容積率の基準面積や総合設計制度の公開空地等に算入可能

建築物の根切り等で発生する土は、条件を満たせば堤防の盛土に転用することが可能



河川区域拡大部は、都が堤防用地として無償使用（所有者は変わりません）

河川保全区域では、建替えや増築等の開発行為（新築・改築、3mを越える盛土や1mを越える掘削等）に対して河川管理者の許可が必要 ※河川堤防の保全のための条件等を付するもので、開発を規制するものではありません。

スーパー堤防整備事業の流れ



確認書

スーパー堤防整備事業と連携して開発を実施していくことを確認する文書

- (主な記載事項)
- 事業範囲
 - 整備事業の年次計画
 - 工事施行区分と費用負担 など

合意書

スーパー堤防整備事業の実施と、それに伴う河川区域、河川保全区域の範囲、河川区域に編入される敷地の取扱い等について合意する文書

- (主な記載事項)
- 事業および土地使用の承諾
 - 河川区域等の管理
 - 表示登記 など

分筆登記

東京都が河川区域として無償使用する開発者（土地所有者）の敷地を、「河川区域内の土地」として表示登記 ※開発者に掛る地方税法上の固定資産税や都市計画税を非課税とするための事務

まずは、東京都へ相談を！

- 東京都の作業
- 事業者の作業
- 東京都と事業者の共同作業

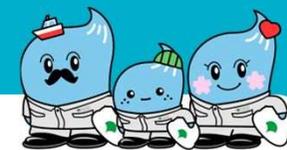


事業期間（例）

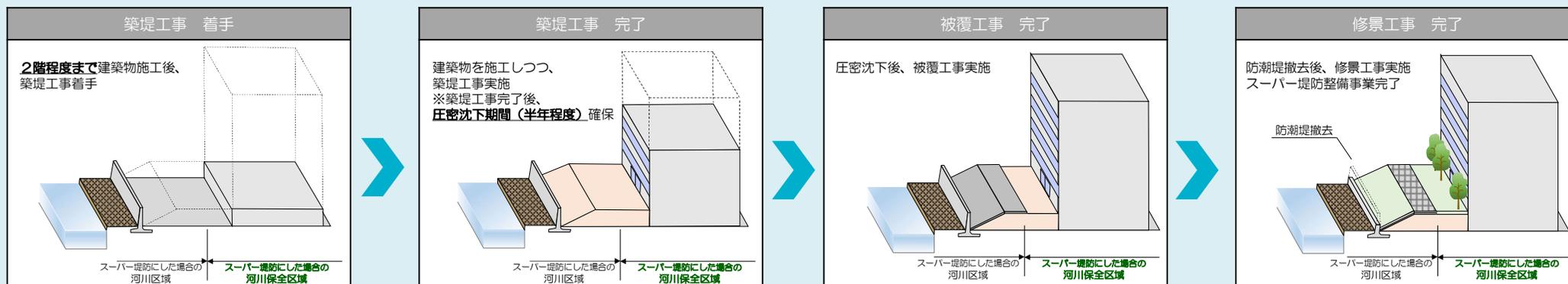
※この工程は参考であり、計画延長や関係者協議等によって各作業期間が変わります。

		事前調整	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開発事業	施工主体	4 7 10 1	4 7 10 1	4 7 10 1	4 7 10 1	4 7 10 1	4 7 10 1 4
	事業者			建築工事			
スーパー堤防整備事業	東京都		事前測量	築堤設計	被覆・修景設計	圧密沈下	事後測量
	事業者			築堤工事	被覆・修景工事		
		●確認書			●合意書		●分筆登記

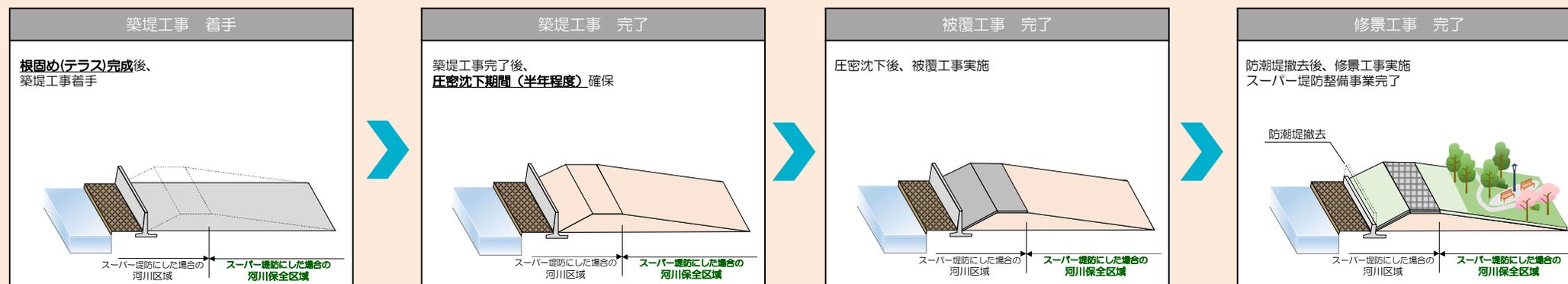
3. スーパー堤防の整備手順（参考）



開発事業が先行する例



堤防事業が先行する例



施工中の写真 隅田川 白鬚西地区の事例

